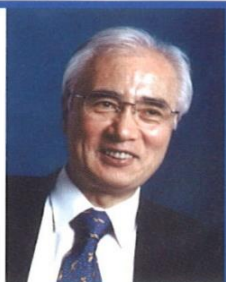




円満な相続対策と 計画的な事業承継を



佐々木 秀一

代表社員
公認会計士、税理士
慶應義塾大学経済学部卒。
日本経済新聞社を経て
トーマツ監査法人パート
ナー。英国トウシュロス
会計事務所駐在。ロンド
ン大学LSE修士課程修了。
元日本公認会計士協会国
際委員会委員長。

安心な相続プランの提供

- ① 相続計画を丁寧に聞く
長い人生で苦勞して築いた大切
な財産を、どのように遺族に引継
ぎたいのか丁寧に聞きします。
- ② 争いの無い遺産分割
相続した後で遺産分割の内容を
めぐり、遺族の間で争いになる事
はご本人の気持ちに沿いません。
争いのないアドバイスをします。
- ③ 老後の生活資金を確保
ご本人の人生の最終期を楽しん
で暮らすことを優先し、ご本人の

老後資金の長期計画を提案します。
家族に遺す遺産と、自分の老後資
金のバランスを考えましょう。

④ 節税に専心しない

無理な節税対策をすると税務調
査で否認され、加算税を課されま
す。節税対策で購入した不動産の
借入金返済に、遺族が資金繰りに
困るかもしれません。

⑤ 納税資金を確保する

相続財産の構成（金融資産、不
動産）内容と評価額の計算により、
納税資金対策をします。生命保険
の活用等を検討します。

事業承継は計画的に

- ① 会社の財務内容の分析
会社の現状分析を実施します。
資産や負債の内容構成、事業部
門別収益力、キャッシュフローを
調査し、自社の評価額を計算し
ます。
- ② 健全な資金計画をめざす
商品別、事業別の収益力を分析
し、利益計画と資金計画を作成し
ます。資産整理や経営組織の改善
新商品開発、人材計画等を作成し
ます。
- ③ 会社の後継者を選定
親族内の事業承継の候補者を選
定する場合には、新しい事業承継
税制の特例制度を利用して、納税
猶予の計画書を作成し承認を得ま
す。親族内の候補者がいない場合
には、社内幹部の人物へ承継、外
部人材を導入、あるいは会社のM
& Aを検討します。
- ④ 法的側面もサポート
事業承継の実行の過程では、経
営の組織再編成に伴う会社法の側
面や、種類株式の発行手続、承継
者への株式集中方法等、法的な面
は提携先の弁護士と協力して実行
します。
- ⑤ 10年間の納税猶予特例の適用
非上場会社の一定規模以下に対
しては、納税猶予の特例を適用し
無税で事業承継が出来ます。
2023年3月末日迄に計画書
を提出すると27年末日迄に自社
株を後継者に贈与すると贈与税が
納税猶予され、それ以後の相続時
にも相続税が猶予されます。

日経MOOK

相続 & 事業承継 プロフェッショナル 名鑑 [2020年版]

『よくわかる相続』編集部 編

Professional Services

Certified Public Tax Accountants,
Certified Public Accountants,
Lawyers, etc

日本経済新聞出版社

業種	税理士
主な対象地域	東京、神奈川、埼玉、千葉



有資格者数			職員数 30
税理士 5 (2)	公認会計士 3 (1)	弁護士 0 (2)	
司法書士 0 (2)	行政書士 0 (0)	その他資格 4 (0)	

※()は提携法人・個人数

得意とする分野・業界
● 法人の税務相談
● 相続税相談
● 事業承継相談
● 国際税務相談(英語、中国語)
● 中国企業の税務相談

主な顧客層
● 事業会社
● 不動産オーナー
● 金融資産家
● 外資企業